

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務に係るもの以外）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 衛生管理者の職務
- ③ 産業医
- ④ 衛生委員会
- ⑤ 安全衛生教育
- ⑥ 健康診断
- ⑦ 医師による面接指導
- ⑧ ストレスチェック
- ⑨ 労働衛生コンサルタント
- ⑩ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑪ 事務所衛生基準規則
- ⑫ 労働基準法（労働時間・休憩・休日）
- ⑬ 労働基準法（有給休暇）
- ⑭ 労働基準法（妊産婦等）
- ⑮ 死傷病報告書

【令和7年4月】

- 【問29】 労働基準法に定める妊産婦等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。
- ただし、常時使用する労働者数が10人以上の規模の事業場の場合とし管理監督者等とは、「監督又は管理の地位にある者等、労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用除外者」をいうものとする。
- (1) 妊産婦とは、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性をいう。
 - (2) 妊娠中の女性が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、他の軽易な業務に転換させなければならない。
 - (3) 1年単位の変形労働時間制を採用している場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き1週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならない。
 - (4) 時間外・休日労働に関する協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ている場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、時間外・休日労働をさせてはならない。
 - (5) 生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：労基法第64条の3（危険有害業務の就業制限）第1項。
- (2) **誤り**：妊産婦が請求した場合には、管理監督者等であっても、他の軽易な業務に転換させなければならない。労基法第65条（産前産後）第3項。
- (3) 正しい：労基法第66条第1項。
- (4) 正しい：労基法第66条第2項。
- (5) 正しい：労基法第68条（生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置）。

解答 (2)

【令和 6 年 10 月】

【問 29】 労働基準法に定める育児時間に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 生後満 1 年に達しない生児を育てる労働者は、男性、女性共に育児時間を請求することができる。
- (2) 育児時間は、1 日 2 回、1 回当たり少なくとも 30 分の時間を請求することができる。
- (3) 育児時間中は、育児時間を請求した労働者を使用してはならない。
- (4) 育児時間を請求しない労働者に対しては、育児時間を与えなくてもよい。
- (5) 育児時間は、必ずしも有給としなくてもよい。

▶▶解説◀◀

労基法第 67 条（育児時間）。

- (1) **誤り**：「労働者は、男性、女性共に」⇒「女性は」。育児時間の請求は女性のみ。
- (2) (3) (4) (5) 正しい

解答 (1)

【令和 5 年 10 月】

- 【問 29】 労働基準法に定める妊産婦等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。
- ただし、常時使用する労働者数が 10 人以上の規模の事業場の場合とし、管理監督者等とは、「監督又は管理の地位にある者等、労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用除外者」をいうものとする。
- (1) 時間外・休日労働に関する協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ている場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、時間外・休日労働をさせてはならない。
 - (2) フレックスタイム制を採用している場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、1 週 40 時間、1 日 8 時間を超えて労働させてはならない。
 - (3) 妊産婦が請求した場合には、深夜業をさせてはならない。
 - (4) 妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。
 - (5) 原則として、産後 8 週間を経過しない女性を就業させてはならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：妊産婦が請求した場合には、変形労働時間制の定め及び時間外労働等に関する労使協定にかかわらず時間外・休日労働をさせてはならないが、労働基準法第 41 条に規定する管理監督者には労働時間に関する規定が適用されないため、時間外・休日労働の禁止規定が除外される。労働基準法第 41 条（労働時間等に関する規定の適用除外）、第 66 条第 1 項・第 2 項。
- (2) **誤り**：フレックスタイム制を規定した労働基準法第 32 条の 3 は、同法第 66 条第 1 項において規定している変形労働時間制の条項に含まれない。労働基準法第 66 条第 1 項。
- (3) 正しい：労働基準法第 66 条第 3 項。
- (4) 正しい：労働基準法第 65 条（産前産後）第 3 項。
- (5) 正しい：原則は産後 8 週間を経過しない女性は就業が禁止される。例外として 6 週間を経過して当該労働者が請求した場合において、医師が支障なしとして認めた業務に就かせることができるのみとなる。労働基準法第 65 条（産前産後）第 2 項。

* 解答 * (2)

【令和 4 年 10 月】

- 【問 29】 労働基準法に定める妊産婦等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。
- ただし、常時使用する労働者数が 10 人以上の規模の事業場の場合とし、管理監督者等とは、「監督又は管理の地位にある者等、労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用除外者」をいうものとする。
- (1) 時間外・休日労働に関する協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ている場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、時間外・休日労働をさせてはならない。
 - (2) 1 か月単位の変形労働時間制を採用している場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、1 週 40 時間、1 日 8 時間を超えて労働させてはならない。
 - (3) 1 年単位の変形労働時間制を採用している場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、1 週 40 時間、1 日 8 時間を超えて労働させてはならない。
 - (4) 妊娠中の女性が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、他の軽易な業務に転換させなければならない。
 - (5) 生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) 正しい：労基法第 66 条（妊産婦の保護）。
- (4) **誤り**：管理監督者の場合に規定の適用が除外されるのは、労働時間、休憩、休日の規定であり、選択肢の「妊娠中の女性」には管理監督者も含まれる。労基法第 41 条第 1 項③、労基法第 65 条（産前産後）。
- (5) 正しい：労基法第 68 条（生理日の就業が困難な女性に対する措置）。

解答 (4)

【令和4年4月】

【問30】 労働基準法に定める妊産婦等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、常時使用する労働者数が10人以上の規模の事業場の場合とし、管理監督者等とは、「監督又は管理の地位にある者等、労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用除外者」をいうものとする。

- (1) 妊産婦とは、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性をいう。
- (2) 妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。
- (3) 1年単位の変形労働時間制を採用している場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、1週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならない。
- (4) フレックスタイム制を採用している場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、1週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならない。
- (5) 生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。

▶解説◀

- (1) 正しい：労基法第64条の3（危険有害業務の就業制限）第1項。
- (2) 正しい：労基法第65条（産前産後）第3項。
- (3) 正しい：労基法第66条（妊産婦の保護）第1項、労基法第41条（労働時間等に関する規定の適用除外）第1項②。
- (4) **誤り**：「妊産婦の保護」に関する規定はフレックスタイム制には適用されない。労基法第66条（妊産婦の保護）第1項、労基法第32条の3（フレックスタイム制）第1項。
- (5) 正しい：労基法第68条（生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置）。

解答 (4)

【令和3年4月】

【問30】 労働基準法に定める育児時間に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 生後満1年を超え、満2年に達しない生児を育てる女性労働者は、育児時間を請求することができる。
- (2) 育児時間は、必ずしも有給としなくてもよい。
- (3) 育児時間は、1日2回、1回当たり少なくとも30分の時間を請求することができる。
- (4) 育児時間を請求しない女性労働者に対しては、育児時間を与えなくてもよい。
- (5) 育児時間は、育児時間を請求できる女性労働者が請求する時間に与えなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「生後満1年を超え、満2年に達しない」⇒「生後満1年に達しない」。
- (2) (3) (4) (5) 正しい

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、(第34条の) 休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる。使用者は、前項の育児時間中はその女性を使用してはならない。労基法第67条（育児時間）第1項、第2項。

解答 (1)

【令和2年10月】

【問30】 労働基準法に定める育児時間に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 生後満1年を超え、満2年に達しない生児を育てる女性労働者は、育児時間を請求することができる。
- (2) 育児時間は、必ずしも有給としなくてもよい。
- (3) 育児時間は、1日2回、1回当たり少なくとも30分の時間を請求することができる。
- (4) 育児時間を請求しない女性労働者に対しては、育児時間を与えなくてもよい。
- (5) 育児時間中は、育児時間を請求した女性労働者を使用してはならない。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「生後満1年を超え、満2年に達しない」⇒「生後満1年に達しない」。
- (2) (3) (4) (5) 正しい

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、(第34条の) 休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる。使用者は、前項の育児時間中はその女性を使用してはならない。労基法第67条（育児時間）第1項、第2項。

解答 (1)

【令和2年4月】

【問29】 労働基準法に定める育児時間に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 生後満1年を超え、満2年に達しない生児を育てる女性労働者は、育児時間を請求することができる。
- (2) 育児時間は、必ずしも有給としなくてもよい。
- (3) 育児時間は、1日2回、1回当たり少なくとも30分の時間を請求することができる。
- (4) 育児時間を請求しない女性労働者に対しては、育児時間を与えなくてもよい。
- (5) 育児時間は、育児時間を請求することができる女性労働者が請求する時間に与えなければならない。

▶▶解説◀◀

労基法第67条（育児時間）第1項・第2項。

- (1) **誤り**：「生後満1年を超え、満2年に達しない」⇒「生後満1年に達しない」。労基法第67条（育児時間）第1項。
- (2) (3) (4) (5) 正しい

解答 (1)

【令和元年 10 月】

【問 29】 労働基準法に定める妊産婦等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、労使協定とは、「労働者の過半数で組織する労働組合（その労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）と使用者との書面による協定」をいい、また、管理監督者等とは、「監督又は管理の地位にある者等、労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用除外者」をいう。

- (1) 時間外・休日労働に関する労使協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ている場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、時間外・休日労働をさせてはならない。
- (2) 1 か月単位の変形労働時間制を採用している場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、1 週 40 時間、1 日 8 時間を超えて労働させてはならない。
- (3) 1 年単位の変形労働時間制を採用している場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、1 週 40 時間、1 日 8 時間を超えて労働させてはならない。
- (4) 妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、深夜業をさせてはならない。
- (5) 生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：労基法第 66 条（妊産婦の保護）第 2 項。
- (2) 正しい：労基法第 66 条（妊産婦の保護）第 1 項。
- (3) 正しい：労基法第 66 条（妊産婦の保護）第 1 項。
- (4) **誤り**：深夜業は、「管理監督者も含めて」、妊産婦が請求した場合には、時間外労働をさせてはならない。労基法第 66 条（妊産婦の保護）第 3 項。
- (5) 正しい：労基法第 68 条（生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置）第 1 項。

解答 (4)

【令和元年 10 月】

【問 30】 労働基準法に定める育児時間に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 生後満 2 年に達しない生児を育てる女性労働者は、育児時間を請求することができる。
- (2) 育児時間は、休憩時間とは別の時間として請求することができる。
- (3) 育児時間は、原則として、1 日 2 回、1 回当たり少なくとも 30 分の時間を請求することができる。
- (4) 育児時間を請求しない女性労働者に対しては、育児時間を与えなくてもよい。
- (5) 育児時間は、育児時間を請求することができる女性労働者が請求する時間に与えなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「生後満 2 年に達しない」⇒「生後満 1 年に達しない」。
- (2) (3) (4) (5) 正しい

生後満 1 年に達しない生児を育てる女性は、(第 34 条の) 休憩時間のほか、1 日 2 回各々少なくとも 30 分、その生児を育てるための時間を請求することができる。使用者は、前項の育児時間中はその女性を使用してはならない。労基法第 67 条（育児時間）第 1 項、第 2 項。

解答 (1)

【平成 30 年 10 月】

【問 29】 常時 10 人以上の労働者を使用する事業場において、労働基準法に定める妊産婦等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、労使協定とは、「労働者の過半数で組織する労働組合（その労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）と使用者との書面による協定」をいい、また、管理監督者等とは、「監督又は管理の地位にある者等、労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用除外者」をいう。

- (1) 時間外・休日労働に関する労使協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ている場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、時間外・休日労働をさせてはならない。
- (2) 1 か月単位の變形労働時間制を採用している場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、1 週 40 時間及び 1 日 8 時間を超えて労働させてはならない。
- (3) 1 年単位の變形労働時間制を採用している場合であっても、妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、1 週 40 時間及び 1 日 8 時間を超えて労働させてはならない。
- (4) 妊産婦が請求した場合には、管理監督者等の場合を除き、深夜業をさせてはならない。
- (5) 生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。

▶▶解説◀◀

労基法第 66 条、労基法第 41 条（労働時間等に関する規定の適用除外）第 1 項②

(1) (2) (3) (5) 正しい

(4) **誤り**：深夜業は、妊産婦が請求した場合は、管理監督者等の有無にかかわらずさせてはならない。

解答 (4)

【平成 30 年 4 月】

【問 29】 労働基準法に定める育児時間に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 生後満 1 年を超え、満 2 年に達しない生児を育てる女性労働者は、育児時間を請求できる。
- (2) 育児時間は、必ずしも有給としなくてもよい。
- (3) 育児時間は、1 日 2 回、1 回当たり少なくとも 30 分の時間を請求できる。
- (4) 育児時間を請求しない女性労働者に対しては、育児時間を与えなくてもよい。
- (5) 育児時間は、育児時間を請求できる女性労働者が請求した時間に与えなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「生後満 1 年を超え、満 2 年に達しない」⇒「生後満 1 年に達しない」。労基法第 67 条（育児時間）第 1 項。
- (2) (3) (4) (5) 正しい：労基法第 67 条（育児時間）第 1 項・第 2 項。

解答 (1)